

「J-Twende (Japan-Africa Collaboration Hub)」

利用規約

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

2026年5月15日

「J-Twende (Japan-Africa Collaboration Hub)」のサービス（以下、「本サービス」といいます。）は、原則として本利用規約に基づき提供します。

本利用規約と他の利用条件等が矛盾・抵触する場合には、当該利用条件等において明示的に本利用規約の適用が排除されていない限り、本利用規約が優先するものとします。

1. 対象企業

本サービスの利用を希望する企業等は、以下の要件を満たすことを条件とします。

- (1) 日本企業（株式会社、特例有限会社、合同会社、合資会社、合名会社のみならず、財団法人、社団法人、学校法人、独立行政法人等、日本法に準拠して設立された法人、若しくはそれらの共同事業体、又はそれらの海外子会社、支社をいう。外国企業の日本法人は除く）であること。
- (2) 本サービスの目的を理解し、当該企業が事業主体となってジェトロが紹介する外国企業（以下、「チャレンジオーナー」といいます。）との協業連携を目指していること。

※他の企業と共同で本サービスをご利用いただく場合（共同での提案、チャレンジオーナーの情報の共有、商談への同席等）は、サービスの利用主体となる1社のみお申し込みください。共同利用にあたっては、追加の手続きをお願いする場合があります。お申し込みの際は、「お申し込み」フォーム内の該当欄にチェックを入れてください。

2. サービス提供対象外・サービスの中止

次の各号に該当する場合は本サービスの提供対象外とします。ジェトロが本項への同意・確認を求めた時点において虚偽申告を行った場合は、それが明らかになった時点において申込を無効とすると同時に、本サービスの提供をお断りします。また、今後ジェトロの他サービスをご利用いただけなくなる場合があります。

- (1) 申込者が前項記載のサービス提供対象にならない場合
- (2) 反社会的勢力からの申込（反社会的勢力の定義は「4. 反社会的勢力排除」に記載）
- (3) サンプル収集、アンケート実施、写真撮影、又はこれに類する活動を行う依頼
- (4) 秩序を乱す恐れがある、違法な活動目的と判断される、あるいは公序良俗に反する依頼
- (5) 申込者がジェトロの規定する申込方法や申込書の必要事項記入および利用後アンケートに協力しない場合。また、ジェトロのサービス提供にあたり必要となる製品・サービス等の情報提供に協力しない場合
- (6) 本サービス提供中の、ジェトロの承諾のないチャレンジオーナーへの直接の連絡や商談設定
- (7) 本サービス終了時にアンケートへの協力をジェトロの了承なく申込者が拒否する場合
- (8) 情報及びコンテンツを不適切に利用した場合（「3. 情報及びコンテンツの利用」を参照）
- (9) 上記の他、ジェトロがサービス提供不可能と判断する場合

3. 情報及びコンテンツの利用

- (1) 本サービスにより提供された情報は、「J-Twende (Japan-Africa Collaboration Hub)」の目的の用途のみにて、本サービス利用者限りにて利用するものとします。
- (2) 本サービスにより提供される情報を含むコンテンツ（以下「本コンテンツ」という）に関する著作権は、ジェトロ等の著作権者（以下総称して「著作権者」という）に帰属します。
- (3) 本サービス利用者は、理由の如何を問わず、本コンテンツの複製（コピー、録画、録音のほか、静止画でのキャプチャ取得等を含むが、これに限られないものとする。ただし、ジェトロの事前の承諾があった場合又は J-Bridge 情報サイト

において、必要最小限のバックアップを取得する場合を除く。以下同じ。)、上映、公衆送信(送信可能化を含むがこれに限られない。以下同じ。)、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等は不可とします。万一、これに違反した場合には、直ちに本サービスの全部又は一部の提供を中止するものとします。

- (4) 本サービス利用者は、本コンテンツを、著作権者の承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があること、また、これらの行為は、本コンテンツに出演者がいる場合、当該出演者のプライバシー権、肖像権等を侵害する行為でもあることを確認します。

4. 反社会的勢力排除

反社会的勢力とは現在次の各号に該当する者、又は次の各号のいずれにも該当しなくなった日から5年間を経過しない者とします。

- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体
- (2) 前号記載の暴力団及びその関係団体の構成員、暴力団準構成員並びに暴力団関連企業
- (3) 「総会屋」「社会運動標榜ゴロ」「政治活動標榜ゴロ」「特殊知能暴力集団」等の団体又は個人
- (4) 前各号の団体、構成員又は個人と関係を有することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人
- (5) その他、前各号に準ずる者

申込者はジェットロに対し、次の各号のすべてについて表明し保証します。ジェットロは、申込者が次の各号のいずれかに違反した場合、催告その他何らの手続を要することなく本サービスの提供を終了し、ジェットロは損害賠償その他の一切の責めを負わないものとします。

- (1) 反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても反社会的勢力に該当しないこと。
- (2) 親会社等、役員その他、名義上又は実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。
- (3) 反社会的勢力を所属者とし又は反社会的勢力を代理人、媒介者又は受託者とししないこと。
- (4) 反社会的勢力が経営を支配し又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有しないこと。
- (5) 反社会的勢力を不当に利用し又は交際していると認められる関係を有しないこと。
- (6) 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行っていないこと、及び、今後も行おう予定がないこと。
- (7) 自ら又は第三者を利用して、次に該当する違法行為を行わないこと。
 - (ア) 暴力的な要求行為
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (ウ) 取引に関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (エ) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いてジェットロの信用を毀損し又はジェットロの業務を妨害する行為(オ) 上記に準ずる行為
- (8) その他、反社会的勢力と非難されるべき関係がないこと。

5. 免責事項

- (1) ジェットロは、可能な限り正確な情報及び有用なサービスを提供するよう努力しますが、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性及びサービスの有用性の確認は、申込者の責任と判断で行うものとし、サービスの利用によって生じた損害につきジェットロは一切の責任を負いません。
- (2) 本サービス利用で得た情報を第三者に提供する行為は固くお断りします。申込者による第三者への情報提供により紛議が生じた場合、ジェットロは一切責任を負わず、申込者が損害賠償を行うものとします。
- (3) ジェットロから提供する資料やチャレンジオーナーとの商談では外国語(英語、現地公用語)を使用することがありますが、ジェットロは翻訳、通訳の手配ならびにその費用負担は行いません。
- (4) ジェットロは、本サービスの品質向上のため、実施される商談の内容の全部又は一部を録画、録音することができます。
- (5) 申込内容によっては現地諸事情により対応できない場合があります。その場合、ジェットロと申込者との協議のうえ、申込内容の一部又は全部を取り消すことができます。

- (6) ジェトロが提供するチャレンジャーの情報や商談アポイントメントの取得は、取引を保証するものではありません。ジェトロは、設定した商談の進捗や結果に対する責任を一切負いません。万が一損害が生じた場合も一切責任を負いません。
- (7) ジェトロがその裁量で設定しているチャレンジャーの選定基準はチャレンジャー自身の信用性等を保証するものではありません。チャレンジャーとの契約の諾否は、申込者自身の判断、責任において行ってください。当該契約に起因又は関連して申込者に如何なる紛争（契約に関するものや知的財産権侵害に関するもの等）が発生したとしても、ジェトロは申込者に対し一切の責任を負わないものとします。
- (8) チャレンジャーが、外務省渡航情報上レベル2以上の地域、又はジェトロの判断により現地情勢上渡航が困難とされる地域に所在する場合には、ジェトロからの紹介、ならびにアポイントメント取得・随行が困難になることがあります。また、天災やストライキその他不測の事態や先方都合による直前のキャンセルもあることも予めご了承ください。ジェトロは、申込者自身が手配した通訳や移動手段に係るキャンセル料を一切負担しません。
- (9) ジェトロの同行有無に関わらず、渡航期間中に不測の事故等が発生した場合についても、ジェトロは一切責任を負わず、補償しません。予め渡航に際し申込者の自己負担での海外傷害保険への加入を推奨します。
- (10) ジェトロは、申込者への個別通知又はWEBサイトへの掲載により、本利用規約及び免責事項の内容を変更することができます。
- (11) 各サービスの申込方法全般は、ジェトロが別途規定します。なお、事前告知なく変更を行う場合や、申込状況等により早期にサービス申込受付を締切る場合があります。
- (12) ジェトロは、類似業種に属する複数の企業の申込に同時に対応する場合がありますが、これにより生じた損害についてジェトロは一切の責任を負いません。
- (13) 前各項に定めるほか、ジェトロは本サービスへの申込又は本サービスの提供に起因又は関連して、申込者に如何なる損害が発生したとしても、申込者に対し一切の責任を負わないものとします。

6. 秘密保持

ジェトロは書面、電磁的方法、口頭その他方法の如何を問わず申込者から開示された業務上の一切の知識と情報（以下「秘密情報」といいます。）を秘密として扱うものとし、申込者の承諾を得ることなく、秘密情報を本サービスの実施以外の目的に使用してはならないものとします。なお、個人情報についてジェトロは、「個人情報保護方針」

[\(https://www.jetro.go.jp/privacy/\)](https://www.jetro.go.jp/privacy/)に基づき、申込者の個人情報を慎重に取扱い、安全かつ適切な保護に努めます。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まれないものとします。

- (1) 開示の時点ですでに公知の情報、又は開示後、開示を受けたジェトロの責によらずして公知となった情報
- (2) 開示を受けたジェトロが、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (3) 開示の時点ですでに開示を受けたジェトロが保有している情報
- (4) 開示を受けたジェトロが、開示された情報によらずして独自に開発した情報
- (5) 開示した申込者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
- (6) 法律の強制力を伴い裁判所又は官公庁により開示を要請された情報
- (7) 関係先の紹介又は面談アレンジを行うため必要な範囲でジェトロ又はコーディネーターが関係先に開示する情報

7. サービス利用後アンケートへの回答及び成果の公開

ジェトロは申込者の海外展開の進捗状況及びその成果の把握、フォローアップ、本サービスの改善等を目的にアンケートを実施しています。本サービスの提供には、アンケートへの回答が条件となります。さらに成果調査のため、訪問・電話等によるヒヤリングを依頼することがあります。ジェトロは、本サービスを通じて一定の海外展開成果を生んだ事例について、事前承諾を得たうえでジェトロのウェブサイト等で公表することがあります。

8. 各サービスについて

本サービスは、申込者からのご要望に基づき、主に以下の内容を提供します。

- (1) チャレンジャーおよび現地ビジネスに関する情報提供
 - チャレンジャーの情報や、同企業が取り組む産業分野に関するブリーフィングを行います。

- 形式はオンラインもしくは対面とします。
- (2) チャレンジオーナーとのマッチングおよび商談アポイントメント取得、商談後のフォローアップ
- チャレンジオーナーとのマッチングを行い、両者の関心が一致した場合に初回の商談を設定します。商談には、ジェット口職員が同席します。
 - 初回の商談実施後、必要に応じて申込者とチャレンジオーナーの双方に対するフォローアップを実施します。
- (3) チャレンジオーナーの招聘およびチャレンジオーナーへのミッション派遣等の実施
- チャレンジオーナーを日本に招聘し、申込者との商談や申込者への訪問等をサポートします。
 - 複数の申込者からなるミッションを組成し、チャレンジオーナーへの訪問を実施します。
 - 前各項に定めるサービスの実施については、ジェット口の裁量によるものとし、全てのチャレンジオーナーに対して一律に適用されることを保証するものではありません。
- (4) ビジネスリスクや契約等にかかる専門家からのアドバイス
- 現地法律事務所の紹介等を通じて、チャレンジオーナーとの成約に向けたサポートを実施します。

9. 準拠法・管轄

本利用規約に定める法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠するものとします。また、本利用規約に定める法律関係及びそれに基づく個別契約から生じる紛争が円満に解決できない場合は、東京地方裁判所および東京簡易裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄とします。

以上